

諮 問 書

令和 4 年 5 月 19 日

海老名市個人情報保護審査会 会長 殿

海 老 名 市 長 内 野 優



海老名市個人情報保護条例第13条第2項第4号及び第3項の規定に基づき、国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る収入情報の利用及び本人通知の省略について、貴審査会の御意見をいただきたく、次のとおり諮問します。

事務担当課	国保医療課
諮問事項	国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る収入情報の利用及び本人通知の省略について
諮問の内容	<p>70歳以上の被保険者の療養の給付を受ける際の一部負担金割合の判定に当たり、これまで提出を求めていた基準収入額適用申請書の提出を省略しつつ、本人同意を得ずに住民税所管課が保有する収入情報を把握し、当該判定ができるようにすることで、被保険者における利便性の向上を図りたいため、海老名市個人情報保護条例第13条第2項第4号の規定により審査会に意見を聴くものである。</p> <p>合わせて、同条第3項に規定する本人通知についても、省略したいため、同項ただし書の規定により審査会に意見を聴くものである。</p>

国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る収入情報の利用及び本人通知の省略について

1 趣旨

70歳以上の被保険者の療養の給付を受ける際の一部負担金割合については、前年の収入及び所得状況（次頁【現行制度イメージ図】参照）により判定しており、制度上、基準収入額適用申請書（以下「申請書」という。）の提出に基づき負担割合を減じている。

令和3年12月10日に公布された国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和4年1月1日施行：「添付資料1」）により、この申請書の提出を省略することができることとなった。

これを受け、本市の国民健康保険についても被保険者における申請書の提出忘れ等を回避し、利便性を向上させるとともに、事務負担軽減を図るため、改正後の省令に基づき申請書の提出を省略したい。

しかしながら、当該省令の改正においては、収入情報の内部利用までも法令上定められたものとはいえず、国からの通知（「添付資料2」）では、個人情報保護に係る関係法令等に則り、適切に対応することとされている。

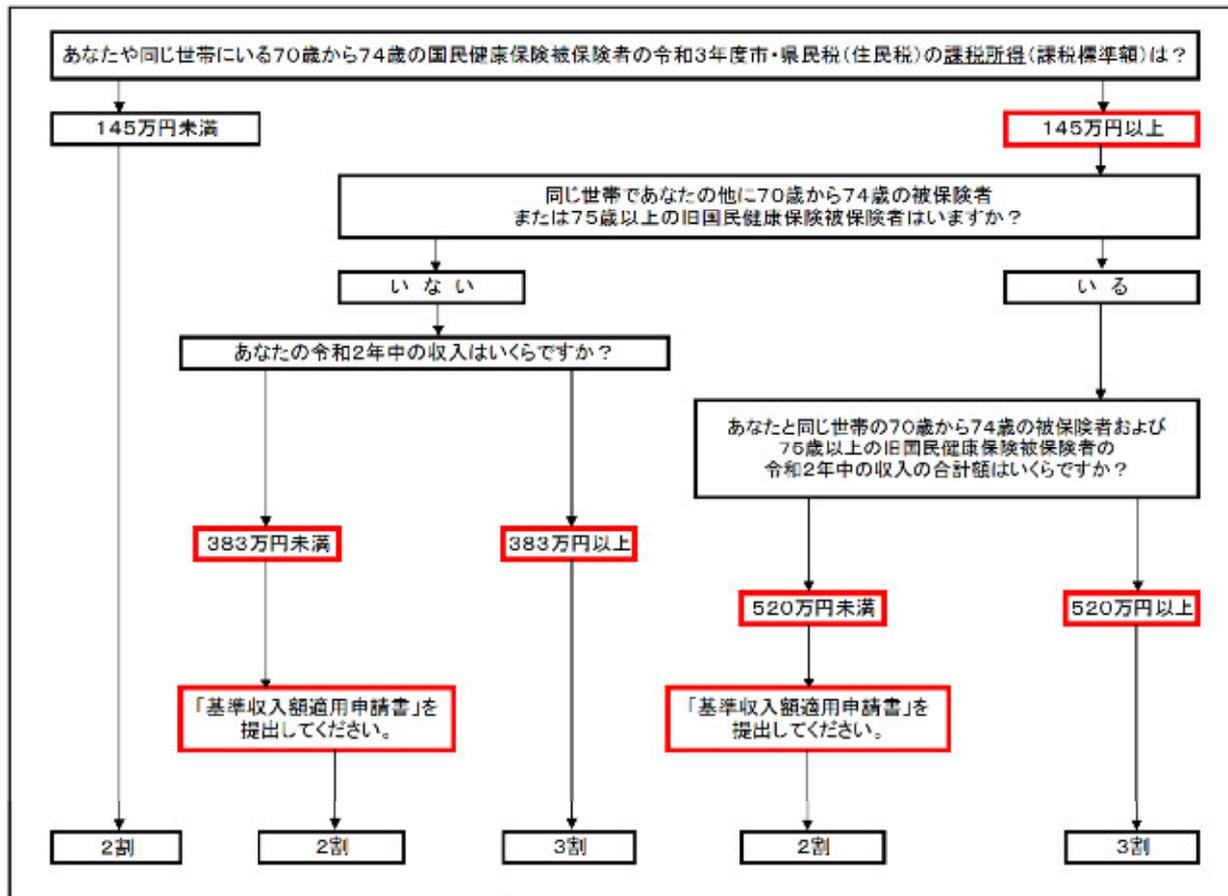
このため、海老名市個人情報保護条例第13条第2項第4号に基づき、審査会の意見を聴いた上、本人同意を得ずに被保険者の収入情報を目的外利用したいものである。

なお、同条第3項に規定する本人通知については、別に保険証の発送時に通知するため、同項ただし書により省略したい。

2 添付資料

- (1) 国民健康法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について
- (2) 国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る申請の不要化に関するQ&Aの送付について

【現行制度イメージ図】



※ 上記金額未満であっても、申請書の提出がなければ3割負担となる。

保 発 1210 第 1 号
令和 3 年 12 月 10 日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 191 号。以下「改正省令」という。）が本日公布された。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合（以下「組合」という。）への周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

なお、改正省令の実施に伴う事務処理の取扱いについては、別途通知する。

記

第 1 改正の趣旨

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、被保険者等の負担軽減を図る観点から、判定収入を各保険者等（国民健康保険の被保険者にあつては市町村又は組合、後期高齢者医療の被保険者にあつては後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）をいう。以下同じ。）で把握できる場合は、基準収入額適用申請書（以下「申請書」という。）の提出によることなく、当該保険者等の職権により一部負担金の負担割合を変更することが可能となるようにしてほしい旨の提案を受けたことを踏まえ、各保険者等内での情報共有等の手法により、判定収入を各保険者等で把握できる場合は、当該保険者等の判断で、申請書の提出を不要とすることが可能となるよう、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部を改正するもの。

第 2 改正の内容

(1) 国保則の一部改正（改正省令第 1 条関係）

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けようとする被保険者は、申請書を市町村又は組合に提出しなければならないこととされているところ、当該市町村又は組合において、当該被保険者がこれらの規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、当該申請書の提出を不要とすることができることとする。

(2) 高確則の一部改正（改正省令第 2 条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 7 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けようとする被保険者は、申請書を広域連合に提出しなければならないこととされているところ、当該広域連合において、当該被保険者がこれらの規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、当該申請書の提出を不要とすることができることとする。

第 3 施行期日

改正省令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行すること。

○国民健康保険法施行規則新旧対照表

新	旧
<p>国民健康保険法施行規則（抄） （令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請） 第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>当該世帯主が住所を有する市町村又は組合</u>に提出しなければならない。<u>ただし、当該市町村又は組合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、<u>生年月日及び個人番号</u></p> <p>二 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額</p> <p>三 被保険者記号・番号</p>	<p>国民健康保険法施行規則（抄） （令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請） 第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>保険者</u>に提出しなければならない。_____</p> <p>一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名<u>及び生年月日</u>_____</p> <p>二 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額</p> <p>三 被保険者証の記号__番号</p>

附 則〔令和三年一二月一〇日厚生労働省令第一九一号〕

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 24 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る申請の不要化に関する
Q & A の送付について

国民健康保険制度の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る申請を不要とする見直しについては、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（令和 3 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号厚生労働省保険局長通知）でお示ししたとおり、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 191 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 12 月 10 日に公布され、令和 4 年 1 月 1 日施行することとされたところですが、当該見直しに係る事務の取扱いに際して、別添のとおり Q & A をまとめましたので、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

(別添 1)

問 1 改正省令中の「当該市町村又は組合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができる」とは具体的にどのような場合を指すのか。

(答)

各保険者において、被保険者等に係る国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成 14 年厚生労働省告示第 335 号。以下「算定告示」という。別添 2 参照）に規定する収入金額及び総収入金額（以下「収入金額等」という。）の全てを確認できる場合を指す。

具体的には、次の①及び②に掲げる金額の計算上用いられる所得税法第 2 編第 2 章第 2 節第 1 款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額それぞれを確認できる場合をいう。

- ① 地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額
- ② 土地等に係る事業所得等の金額等の他の所得と区分して計算される所得の金額

問 2 算定告示に規定する収入金額を把握する方法として、どのような手段が考えられるか。

(答)

税務部局とのデータ連携や確定申告書の写し等から収入金額等を把握していただくことが想定される。

なお、基準収入額適用申請書（以下「申請書」という。）の提出を不要とし、本人の同意を得ずに税務部局から各種収入に係る情報の提供を受ける場合における個人情報の取扱いについては、法令等に基づき適切に対応いただきたい。

具体的には、各保険者が策定する個人情報保護条例等の個人情報保護に係る関係法令に則り、利用目的を明示する等の対応を行う必要があると考えられる。

また、転入者や住所地特例対象者等に関し、他の自治体へマイナンバーを用いた情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号に規定する同法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。）による所得照会を行う場合において、現行の情報連携の仕組みでは、すべての収入金額を把握できないことから、これらの者の収入金額については引き続き、被保険者等から申請書の提出を求めていただく必要があることにご留意いただきたい。

問3 被保険者からの申請を不要とし、職権で負担区分の変更を行う場合、収入金額等の把握時期はどのように考えれば良いか。

(答)

市町村民税に係る所得の金額については、毎年度、前年中の所得に基づき算定されることから、原則、毎年8月1日現在において被保険者すべての負担区分の判定を行うこと。

なお、70歳到達時や世帯構成の変動等により対象者に異動があった場合には、住民基本台帳情報による異動状況の確認など保険者の実情に応じた仕組みにより、随時、把握した上で判定を行っていただきたい。

問4 職権で負担区分の変更を行う場合に、保険者で収入金額等を全て把握可能な被保険者等について後から所得更正や世帯変動が生じた場合、負担区分の変更開始月はどのように取り扱えば良いのか。

(答)

保険者の職権で負担区分の変更を行う場合に、保険者で収入金額等を全て把握可能な被保険者等について年度途中で所得更正が生じた場合は、8月1日に遡及して負担割合を変更されたい。

また、年度途中で世帯構成の変動が生じた場合は、世帯変更の翌月初日までに遡及して負担割合を変更されたい。

問5 被保険者からの申請によらず基準収入額適用を受けることが確認できる場合であっても、各保険者の判断で従来通り申請書の提出を求めることは可能か。

(答)

可能である。なお、今回の改正は、保険者における申請勧奨業務等に係る事務負担の軽減や世帯主等の申請忘れによる被保険者の不利益を回避すること等を目的とするものであるため、当該趣旨を御理解いただいた上で、各保険者の実情を踏まえ、対応の可否をご判断いただきたい。

問6 被保険者からの申請を不要とし、職権で負担区分の変更を行う場合、被保険者にはどのような形で周知・広報を行えば良いか。

(答)

職権で負担区分の変更を行う取扱いとする場合、当該取扱いについて、高齢受給者証等の交付時にパンフレットを同封することやホームページへの掲載で周知する等の取組を行うことが考えられる。

(別添 2)

- 国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成 14 年厚生労働省告示第 335 号）

国民健康保険法施行規則（昭和三十二年厚生省令第五十三号）第二十四条の二の規定により算定する収入の額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の計算上用いられる所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額の合計額とする。

(利用及び提供の制限)

- 第13条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、保有個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第15条において同じ。）を利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (3) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 3 実施機関は、前項第2号から第4号までの規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

第1項関係

【趣旨及び解釈】

- 1 本項は、実施機関は収集した個人情報については、収集したときの取扱目的以外の目的に利用し、又は提供をしてはならないとの原則を示したものである。
- 2 ただし、第2項第1号から第4号までに掲げる場合は目的外の利用又は提供をすることができることとしたものである。
- 無制限に目的外の利用又は提供が行われると、実施機関が市民からの個人情報を収集する際に明らかにした取扱目的を超えて個人情報が利用し又は提供されることになり、個人の権利利益が侵害されるおそれがある。このため、このような個人情報の目的外の利用又は提供を制限することによって、個人の自己情報コントロール権を保障しようとするものである。
- 3 「法令等」とは、法令又は条例をいい、法令には、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令が含まれる。実施機関が定める規則等は含まれない。また、法定受託事務における処理基準も含まれない。
- 4 「法令等の規定に基づき」とは、当該法令等により通知、送付等が義務付けられている場合に限るものとする。法令等の規定がある場合でも、単に利用又は提供ができる根拠を与える規定で

利用又は提供そのものは任意的なものである場合を含まない。法令等の規定に基づき義務付けられているかどうかは、当該法令等の規定の解釈によることとなるが、解釈上疑義を残すものについては、第2項第4号の規定により審査会に報告するなど慎重に運用するものとする。

- 5 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく照会に対する回答は、本号の「法令等の規定」に基づく提供に該当するものと解する。しかし、その回答に当たっては、地方公務員法第34条に定める守秘義務に留意し、提供する情報の範囲を検討し、慎重な対応を心掛けるものとする。
- 6 「利用」とは、個人情報を保有する実施機関の内部において当該個人情報を使用することであり、例えば市長部局の市長室において保有している個人情報を同じ市長部局の保健福祉部において使用する場合などをいう。
- 7 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が当該実施機関以外の者にその情報を渡すことであり、例えば市長部局の市長室において保有する個人情報を、国、県、他の市町村、他の実施機関、各種の団体などに渡す場合などをいう。
- 8 目的外であるか否かの判断に当たっては、個人情報を収集する際の取扱目的に照らして判断するものとする。具体的には、個人情報取扱事務登録簿に記載の「個人情報の取り扱う目的」から判断すべきであり、登録簿に記載のない事務における個人情報の取扱いにあつては、個人情報を収集する際の当該個人情報の取扱目的を個別に検討して判断するものとする。

なお、当該個人情報を取り扱う事務又は事業を遂行していく上で当然に付随する個人情報の取扱いについては、取扱目的の範囲内に含まれる。
- 9 所得税法第225条第1項第1号、同項第2号、同項第4号、同項第5号又は同項第6号に該当する実施機関がない限り、地方公共団体は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき以外、特定個人情報の目的外利用をすることが認められない。また、特定個人情報のうち、情報提供等記録については、一切の目的外利用が認められていない。そのため、本条の次に、これらの点を条例に規定する必要があるため、条例第13条の利用及び提供の制限から特定個人情報を除いたものである。

（取扱目的の範囲内に含まれる場合の例）

- 1 事務又は事業に係る支出のため支出担当課に手続を依頼する。
- 2 予算編成事務のため財務担当課に資料を提出する。
- 3 監査委員の監査を受ける。
- 4 事務又は事業の内容（附属機関の委員名、担当職員名等）を公表し、周知する。

- 5 団体等の指導育成を促進するため、関係者を表彰するに当たり、指導育成のために収集した個人情報を利用する。

(法令の規定に基づき目的外の利用又は提供ができる場合の例)

- 1 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条の規定により裁判所から文書提出命令を受けた場合にこれに応じること。
- 2 この条例第17条第1項の規定による開示の請求に応じて、本人に保有個人情報を提供する場合

【運用】

- 1 出版等により公にされたものの利用

出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものについては、当該事務又は事業の目的達成の一般的必要性から収集するものであるが、これらの個人情報を利用し、又は提供するに当たっては、公にされた情報がすべて正確であるとは限らないので、出典、収集時期を明らかにすることが望ましい。

- 2 利用の手続等

(1) 個人情報を利用し、又は利用させる事務担当課長は、条例第13条第2項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は他の事務担当課長に利用させるときは、当該規定に該当することが明らかなものを除き、文書法制課長に協議するものとする。

- (2) 利用の手続等の明確化

個人情報を利用し、又は利用させる事務担当課長は、利用の形態、手続等を明確にしておくものとする。

- 3 提供の手続等

(1) 事務担当課長は、条例第13条第2項ただし書の規定により個人情報の提供をしようとするとき又は提供の依頼があったときは、当該規定に該当することが明らかなものを除き、文書法制課長に協議するものとする。

(2) 事務担当課長は、個人情報の提供を行うに当たっては、事務取扱要領第2（取扱目的以外の目的に保有個人情報を利用又は提供する場合）に従って必要な措置を講ずるものとする。

第2項関係

【趣旨】

本号は、第1項の規定の適用除外として、実施機関が収集した保有個人情報について、収集した目的外の利用又は提供ができる場合を定めたものである。

ただし、目的外の利用又は提供をすることによって、不当に本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがある場合は除くこととしたものである。

【解釈】

第1号（本人同意・本人提供）関係

- 1 本号は、目的外の利用又は提供することについて、本人の同意を得て個人情報を取り扱う限り、個人情報取扱上の問題は起こらないと考えられる。また、本人に提供するときも同様であることから、適用除外としたものである。
- 2 「本人の同意に基づき」とは、一般的には、本人の明確な意思表示により口頭、文書等により承知していると確認された場合であって、当該目的外の利用又は提供の目的の内容と、当該目的に利用し、又は提供される個人情報の項目を本人が承知している状態をいうものである。
- 3 実施機関の行う事務又は事業の中には、客観的に判断して明らかに本人の同意があると考えられる場合がある。このような場合についてまで、すべて本人の明確な同意を必要とすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを増すだけでなく、市民等もその都度、意思表示を行う必要が生じ、無用な負担を強いられることになる。このため、事務の目的、流れその他客観的事実から本人の同意の意思が明らかである場合は、本号による本人の同意があるものとして取り扱うこととする。
また、本人の同意が明確である限り、提供先が本人の同意を取った場合でも同様の取扱いができるものとする。

【運用】

（具体例）

- 1 講演会等の事業の参加者名簿を、本人の同意を取って、市の発行する刊行物の送付先名簿として利用する場合
- 2 コンクール等の受賞者について本人の同意を取って、広報等に掲載する場合

第2号（緊急かつやむを得ない必要）関係

【趣旨】

本号は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため個人情報を利用し、又は提供することが必要な場合、利用し、又は提供することに時間的余裕がなく、かつ、他に適当な方法がない場合には収集したときの目的にかかわらず、利用し、又は提供することができることとしたものである。

【解釈】

緊急性及びやむを得ない必要性については、厳密に解釈することが必要であり、単なる行政上の都合等は含まれない。

【運用】

(具体例)

外傷等で意識不明となっている者の手術を行おうとする病院から、家族等に連絡をとるため家族の状況等を照会してきた場合

第3号（統計・学術研究）関係**【趣旨・解釈】**

- 1 本号は、統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合は、一般に特定個人が識別できない形で用いられるので個人の権利利益を侵害するおそれが少なく、かつ、公益性も高いことから、目的外の利用及び提供の原則禁止の例外として規定したものである。
- 2 「統計」とは、条例第57条に規定する「統計」以外の統計をいう。

第4号（審査会の意見）関係**【趣旨】**

個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供する必要がある場合は、第1号から第3号までに掲げた事項以外にもあると考えられるが、全ての場合を予測して列挙することは不可能であるので、そのような必要が生じたときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で実施機関が必要であると判断したものについて利用し、又は提供することができることとしたものである。

【解釈】

- 1 本号に該当するものとして目的外の利用又は提供を行おうとする場合は、審査会に対し、当該目的以外の利用又は提供の目的（実施機関以外の者に提供する場合には、相手方の取扱目的）及びその必要性を明らかにして意見を聴く必要がある。
実施機関は、事務担当課名、事務の名称、事務の根拠法令、事務の目的、対象となる個人の類型、目的外に利用・提供する個人情報の内容、利用・提供の相手方、理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）及び条例第13条第3項の規定による本人通知の実施の有無（本人通知をしない場合は、その理由）を記載して、審査会への諮問の手続を行うものとする。
- 2 目的外の利用又は提供を行う必要性があらかじめ分かっているときは、収集のときにあらかじめ

本人の同意を得ておくように努めることが望ましい。同意を得た場合には、本号ではなく、第1号の適用となる。

- 3 「必要があると認めて利用し、又は提供するとき」とは、次のような場合が考えられる。
- (1) 本人から収集することが事務又は事業の性質上なじまないと考えられる場合
 - (2) 本人から収集するよりも、既存の個人情報を活用する方が合理的と考えられる場合
 - (3) 実施機関が既に保有している特定の個人情報について、第三者がそれを収集する必要がある場合
- 特に外部提供については、実施機関以外のものに個人情報が提供されるため、特に慎重な配慮が必要である。

【運用】

- 1 出版等により公にされたものの利用
- 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものについては、当該事務又は事業の目的の達成の一般的必要性から収集するものであるが、これらの個人情報を利用し、又は提供するに当たっては、公にされた情報が全て正確であるとは限らないので、出典、収集時期等を明らかにすることが望ましい。
- 2 情報提供する行政情報には保有個人情報が含まれている場合もあり、当該提供が保有個人情報の目的外提供制限に抵触することのないよう注意しなければならない。
- また、提供を求められた行政情報が提供を求める者の自己情報である場合は、本人に提供することから、第1号において取扱目的外であっても提供することが認められる。
- 3 死者（故人）の情報は、一般的には、この条例の定義する保有個人情報には該当しない。
- しかし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。）には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる。
- なお、死者に関する情報が条例の対象外であっても、利用目的を超えた取扱い、漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、適正な管理が必要である。
- 4 利用の手続
- (1) 事務担当課長は、第2項の規定により保有個人情報を利用し、又は利用させるときは、利用の形態、手続等を明確にしておくものとする。
 - (2) 事務担当課長は、前記の場合において保有個人情報を利用し、又は利用させるときは、第

2項の規定に明らかに該当する場合を除き、文書法制課長に協議するものとする。

5 提供の手続

- (1) 事務担当課長は、第1項ただし書の規定により保有個人情報の提供をしようとするとき、又は提供の依頼があったときは、明らかに当該規定に該当する場合を除き、文書法制課長に協議するものとする。
- (2) 事務担当課長は、個人情報の提供を行うときは、「海老名市個人情報保護事務取扱要領」に従って、必要な措置を講ずるものとする。

【必要と認められる場合として、次のような場合が考えられる。】

- 1 本人から収集することが、事務又は事業の性質上なじまないと考えられる場合
- 2 本人から収集するよりも、既存の個人情報を活用する方が合理的と考えられる場合
- 3 実施機関が既に保有している特定の個人情報について、第三者がそれを収集する必要がある場合
- 4 条例第13条第2項第4号の規定に基づき審査会の意見を聴いた目的外利用・提供の類型を参照のこと。

【住民基本台帳の取扱いについて】

住民基本台帳法は、第1条の目的において、「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」と規定している。

このことから、住民基本台帳は、「地方公共団体の住民に関する事務処理の基礎」として定められ、「住民の利便の増進」や「行政の合理化に資する」ため、市の各所管課がそれぞれの事務又は事業を処理するにあたり、そこに記載された情報を活用することを法が予定しているものといえるので、この趣旨に反しない限りにおいて住民基本台帳を実施機関内で利用することは、本条の目的外利用には当たらない。

したがって、例えば、市民意識調査（市政アンケート）のアンケート用紙を送付するための送付者名簿として、住民基本台帳を利用して送付者リストを作成することは、目的内の利用であるが、その送付者リストは住民基本台帳でないから、これを他課の事務又は事業に利用し、又は提供することは、目的外の利用又は提供に当たる。

なお、本条例の趣旨に照らして、利用できる範囲は「必要最小限」とする。

【第13条第2項第4号の規定に基づき審査会の意見を聴いた目的外利用・提供の類型】

番号	類 型
1	<p>(弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告する場合)</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
2	<p>(法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合)</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
3	<p>(行政機関が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合)</p> <p>ただし、当該行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
4	<p>実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のために利用し、又は提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。）</p> <p>ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。</p>
5	<p>講師、委員等の人選のため、当該実施機関が利用し、又は本市の他の機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。）</p> <p>ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合又は本人同意が得がたい場合に限る。</p>
6	<p>(統計作成の資料として当該実施機関が利用し、又は当該実施機関以外の者に提供する場合)</p> <p>ただし、当該統計資料に公益性があり、当該個人情報を利用し、又は提供を受けるものが速やかに特定の個人を識別できない形にして取り扱う場合に限る。</p>

番号	類 型
7	<p>(報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合)</p> <p>ただし、報道機関を通じて一般市民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般市民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
8	<p>(実施機関相互において利用し、又は提供する場合)</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

(注)

- 1 各類型は、いずれも、法令等の規定により個人情報の利用又は提供が制限されている場合を除く。
- 2 各類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する権限を与える意味を有しない。
- 3 各類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する義務を課する意味を有しない。
- 4 各類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とする。

第3項（本人通知）関係**【解釈】**

- 1 目的外の利用及び提供の制限の原則適用除外事項の前項第3号及び第4号に該当して、目的外に利用し、又は提供する場合には実施機関は、個人情報収集したときの目的以外に利用し、又は提供した旨及びその目的を本人に通知することが原則であることを明らかにしたものである。
- 2 本人通知は、個別にすることを原則とする。
- 3 ただし書は、事務又は事業は多様であり、その性質から本人に通知することで当該事務又は事業の達成に支障が生ずる場合、通知を要する対象者が大量なもので本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合、事務又は事業の性質から他の方法により本人に通知することが予定されており、個別に通知することが現実的でない場合等本人通知を省略することが適当と認められる場合等があり得る。これらの場合にあっては、目的外に利用し、又は提供したすべての場合に本人に通知しなければならないとすると、行政事務の非効率化及び繁雑さを増し、本人も予期せぬ通知を受けて無用の煩わしさを感じることになる。

このようなことから、審査会の客観的な意見を聴いた上で本人通知を省略できることとしたものである。

【運用】

- 1 本人通知については、個別に通知することが原則であるので、事務又は事業の性質については、広報等に目的外の利用又は提供をした事実、目的外の利用又は提供をした内容、利用又は提供をした相手方の名称等を掲載する等の措置を示し、本人通知省略について審査会の意見を聴くよう努めるものとする。
- 2 条例第13条第2項の規定に基づき審査会の意見を聴いた本人通知省略の類型を参照のこと。
この場合は、個別に審査会に諮問することは必要としないが、具体的な取扱いについては、慎重に判断することが求められる。

【第13条第3項の規定に基づき審査会の意見を聴いた本人通知省略の類型】

番号	類	型
1	事務又は事業の性質から本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合	
2	他人に知らせたくないと考える情報を含むものでないことが明らかである場合	
3	通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合	
4	事務又は事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合	

令和3年度海老名市個人情報保護制度運用状況（報告）

1 個人情報取扱事務の登録状況（令和4年3月31日現在）

実施機関名	固有事務	共通事務	合計
市長	353	22	375
教育委員会	64	2	66
選挙管理委員会	20	1	21
監査委員	1	1	2
農業委員会	12	0	12
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	4	0	4
合計	454	26	480

2 開示請求等の状況

項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	件数	件数	件数	件数
開示請求	11	17	27	22
訂正請求	0	0	0	0
利用停止請求	0	0	0	0
簡易開示請求	0	0	0	0

3 審査請求の処理状況

審査請求件数	海老名市個人情報保護審査会			
	諮問件数	審査中件数	答申件数	取下げ件数
0	0	0	0	0

4 開示請求の内容と処理状況

No.	請求日	開示の請求に係る 保有個人情報の内容	主管課	決定日	決定内容	備考
1	R3.4.13	2年11月24日に取得した本人所有の杉久保南3丁目2265番地の土地の固定資産評価証明書（土地評価額証明書）についての委任状と申請書の開示	窓口サービス課	R3.4.16	一部開示	
2	R3.6.9	住民票及び戸籍の第三者請求に係る交付請求書（窓口、郵送分に限る）	窓口サービス課	R3.6.15	不開示	文書不存在
3	R3.6.21	住民票の第三者請求を全て期間は令和2年4月から請求理由を含め全部事項	窓口サービス課	R3.6.22	不開示	文書不存在
4	R3.10.11	住民票の第三者請求に係る交付請求書（窓口・郵送分に限る）	窓口サービス課	R3.10.12	不開示	文書不存在
5	R3.10.21	請求人が加入する国民健康保険における平成30年3月13日以降に支給の決定がなされた高額医療費支給通知書 療養費支給決定通知書 高額介護合算療養費支給通知書及び介護保険に於ける平成30年3月13日以降に支給決定がなされた高額介護（予防）サービス費支給決定通知書高額療養合算介護（予防）サービス費支給決定通知書、居宅介護住宅改修費及び居宅介護福祉用具購入費支給額	国保医療課 介護保険課	R3.10.27	一部開示	開示文書は、振込確認後、本人限定受取（特例型）で本人に郵送
6	R3.11.9	・子育て支援相談の経過記録 ・本人の来所、電話記録	子育て相談課	R3.11.19	一部開示	
7	R4.1.4	海老名市親と子の相談室事業ST個別記録	こども育成課	R4.1.7	開示	
8	R4.1.6	住民票の第三者請求に係る交付請求書（窓口、郵送分に限る）令和2年	窓口サービス課	R4.1.11	不開示	文書不存在
9	R4.2.25	子育て相談課での子育て支援・相続の経過記録 本人の来所	子育て相談課	R4.3.9	不開示	文書不存在
10	R4.3.2	海老名市親と子の相談室事業ST個別記録	こども育成課	R4.3.8	開示	
11	R4.3.9	令和元年11月10日執行海老名市議会議員選挙立候補届出提出書類のうち、私に係る選挙運動用自動車貸借契約書	選挙管理委員会 事務局	R4.3.11	一部開示	

令和3年度個人情報保護申請状況（報告）

1 個人情報登録件数（令和4年3月31日現在）

令和3年4月1日現在 登録数	457
令和3年度中 新規登録数	46
令和3年度中 廃止数	23
令和4年3月31日現在 登録数	480

2 個人情報取扱事務登録簿一覧表（令和3年度 新規登録分）

No.	登録年月日	登録番号	事務担当課	個人情報取扱事務の名称	個人情報を取り扱う目的	個人情報の項目名	根拠法令等	オンライン結合	共有
1	令和3年5月1日	422	国保医療課	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事務	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、本籍・国籍、続柄、電話番号、親族関係、婚姻歴、家族状況、収入状況、公的扶助、金融機関	・児童扶養手当法を背景とした事務処理（児童扶養手当支給事務における個人情報の取り扱い）は個人情報保護条例第13条第2項第4号類型8を適用） ・海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例を背景とした事務処理（ひとり親家庭等の医療費助成事務における個人情報の取り扱い）は個人情報保護条例第13条第2項第4号類型8を適用） ・「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（支給要領）	無	無
2	令和3年6月1日	423	国保医療課	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事務	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、本籍・国籍、続柄、電話番号、親族関係、婚姻歴、家族状況、収入状況、公的扶助、金融機関	・児童手当法を背景とした事務処理（児童手当支給事務における個人情報の取り扱い）は個人情報保護条例第13条第2項第4号類型8を適用） ・特別児童扶養手当法を背景とした事務処理（特別児童扶養手当支給事務における個人情報の取り扱い）は個人情報保護条例第13条第2項第4号類型8を適用） ・公的口座登録法（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）） ・預貯金口座個人番号利用申出法（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（支給要領）	無	無
3	令和3年8月13日	424	IT推進課	統計グラフコンクール事務	統計グラフコンクール事務者の管理、統計グラフコンクール入賞者への表彰及び入賞者氏名等の広報並びにの掲載のため	氏名、住所、電話番号、学業・学歴		無	無
4	令和3年8月13日	425	IT推進課	統計グラフ講座実施事務	統計グラフ講座事務者の管理、統計グラフ講座参加者への通知のため	氏名、住所、電話番号、学業・学歴		無	無
5	令和3年8月25日	426	子育て相談課	子育て支援センター事業	子育て中の親の負担や不安感を取り除くため、専門的な相談支援や他の親子と交流できる場の設置及び子どもを預けたい人と預かる人のコーディネートを行うファミリー・サポート・センター事業を行うため	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、続柄、電話番号、職業・職歴	・海老名市ファミリー・サポート・センター事業実施要項 ・海老名市ファミリー・サポート・センター事業事務取扱要領 ・離乳食講座開催要領 ・年齢別サロン実施要領	無	無

No.	登録年月日	登録番号	事務担当課	個人情報取扱事務の名称	個人情報を取り扱う目的	個人情報の項目名	根拠法令等	オンライン結合	共有
6	令和4年2月10日	427	危機管理課	海老名市災害時協力井戸登録制度	災害時に断水した場合の生活用水対策として、個人又は事業所等が所有する井戸の所有者との協働により、災害時における市民の応急用の生活用水の確保及び供給に資することを目的とする。	氏名、住所、電話番号、資産状況	災害時協力井戸登録制度要綱	無	無
7	令和4年2月10日	428	市民税課	海老名市固定資産評価審査委員会事務	委員委嘱及び活動時の必要情報収集のため	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、職業・職歴、学業・学歴、資格	地方税法、海老名市固定資産評価審査委員会条例	無	無
8	令和4年2月10日	429	文化スポーツ課	文化スポーツ課所管施設利用者名簿兼同意書取扱事務	新型コロナウイルス感染症対策を図るため	氏名、住所、電話番号、健康状況		無	無
9	令和4年2月10日	430	健康推進課	えびな健康マイレージ事務	自らが行う健康づくりを実施した方に対し、抽選で賞品を贈呈する。	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号	健康増進法	無	無
10	令和4年2月10日	431	健康推進課	若い世代の健康診断	生活習慣病の予防および早期発見のため	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、健康状況、病歴、身体状況	健康増進法、がん対策基本法がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、厚生労働省老人保健福祉局老人保健課長通知	無	無
11	令和4年2月10日	432	健康推進課	海老名市新型コロナウイルス感染症PCR検査等補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種において、病気等の理由によりワクチン接種を受けることができない者が、感染の有無を早期に発見し、及び重症化を予防するために受検するPCR検査等の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため	氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、納税状況、取引状況		無	無
12	令和4年2月10日	433	介護保険課	福祉用具貸与の例外給付	要支援1、要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）にかかる（介護予防）福祉用具貸与費について算定できない場合、市に届け出て認められた場合は例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となる。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別	介護保険法	無	無
13	令和4年2月10日	434	各課	海老名市気づきシート	生活等困窮し複数の悩み事・相談事がある者に対し、気づきシートを用いることによって庁内横断的に困窮者の置かれた状況を確認し、支援や新たなつながり先を検討する。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、本籍・国籍、続柄、電話番号、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、職業・職歴、学業・学歴、地位、資格、成績・評価、賞罰、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、健康状況、病歴、障害、身体状況、団体加入、趣味・嗜好	生活困窮者自立支援法 海老名市気づきシート運用要綱	無	有
14	令和4年2月10日	435	生活支援課	生活困窮者自立支援事業施行事務	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な相談・支援・給付等を行い、自立助長の一助とする。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、本籍・国籍、続柄、電話番号、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、職業・職歴、学業・学歴、地位、資格、成績・評価、賞罰、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、健康状況、病歴、障害、身体状況、団体加入、趣味・嗜好	生活困窮者自立支援法	無	無

No.	登録年月日	登録番号	事務担当課	個人情報取扱事務の名称	個人情報を取り扱う目的	個人情報の項目名	根拠法令等	オンライン結合	共有
15	令和4年2月10日	436	地域包括ケア推進課	医療介護連携情報共有システム	医療介護連携を行うために必要な情報を共有するため。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、本籍・国籍、続柄、電話番号、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、職業・職歴、学業・学歴、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、健康状況、病歴、障害、身体状況、団体加入、趣味・嗜好、主義・主張	海老名市医療介護連携情報共有システム運用要領	無	無
16	令和4年2月10日	437	地域包括ケア推進課	介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険の給付を受給するために必要な手続きを行う	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、家族状況、居住状況、収入状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、趣味・嗜好	介護保険法、地域支援事業要綱	無	無
17	令和4年2月10日	438	地域包括ケア推進課	ねたきり高齢者等在宅支援事業	短期入所に必要な手続き・管理を行う	氏名、住所、続柄、電話番号、居住状況、職業・職歴	海老名市高齢者在宅福祉サービス事業実施要綱、海老名市高齢者等短期入所事業実施要領	無	無
18	令和4年2月10日	439	地域包括ケア推進課	虐待連絡会委員名簿	高齢者虐待の防止及び虐待を受けた被害者とその家族に対して適切な対応を行うため。	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、居住状況、職業・職歴、地位、資格	海老名市高齢者虐待対策地域連絡会設置要綱	無	無
19	令和4年2月10日	440	地域包括ケア推進課	高齢者等措置事務	老人福祉法に基づく措置事務を適切に執行するため。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、本籍・国籍、続柄、電話番号、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、職業・職歴、学業・学歴、地位、資格、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、健康状況、病歴、障害、身体状況、団体加入、趣味・嗜好	老人福祉法	無	無
20	令和4年2月10日	441	地域包括ケア推進課	地域包括ケア会議委員名簿	会議を実施・管理するために必要なため。	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、職業・職歴、資格	海老名市地域包括ケア会議設置要綱	無	無
21	令和4年2月10日	442	地域包括ケア推進課	高齢者保健福祉計画策定委員会名簿	会議を実施・管理するために必要なため。	氏名、電話番号	海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱	無	無
22	令和4年2月10日	443	地域包括ケア推進課	任意事業（介護保険の地域支援事業）	在宅福祉サービス（緊急通報・徘徊位置検索システム）の提供に必要な手続き・管理を行う	氏名、住所、続柄、電話番号、職業・職歴、収入状況、健康状況	海老名市高齢者在宅福祉サービス事業実施要綱 海老名市高齢者はいかい位置探索システム貸与事業実施要領 海老名市高齢者緊急通報システム貸与事業実施要領	無	無
23	令和4年2月10日	444	地域包括ケア推進課	成年後見制度利用における市長の審判請求に係る事務	老人福祉法に基づく成年後見制度利用における市長の審判請求に係る事務を適切に執行するため。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、本籍・国籍、続柄、電話番号、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、職業・職歴、学業・学歴、地位、資格、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、健康状況、病歴、障害、身体状況、団体加入、趣味・嗜好	老人福祉法	無	無
24	令和4年2月10日	445	こども育成課	子育て・子育て支援事業	子育て・子育て支援事業事務（紙オムツ配布者名簿の保管）	氏名、生年月日・年齢	子育て・子育て支援事業実施要領	無	無

No.	登録年月日	登録番号	事務担当課	個人情報取扱事務の名称	個人情報を取り扱う目的	個人情報の項目名	根拠法令等	オンライン結合	共有
25	令和4年2月10日	446	こども育成課	居所不明児等の状況調査	居所不明児、健診未受診児の状況の確認を行うため。	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、性別、本籍・国籍	母子保健法、児童虐待防止法、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）	無	有
26	令和4年2月10日	447	こども育成課、窓口サービス課	死産届台帳	窓口サービス課に死産届の提出があったことをこども育成課に報告し、産婦へ必要な支援を図ることを目的とする。	氏名、住所、生年月日・年齢、母子手帳番号、家族状況、居住状況、妊娠週数	母子保健法	無	有
27	令和4年2月10日	448	保育・幼稚園課	子育てのための施設等利用給付認定及び支給認定	幼児教育及び保育を無償化し、子育て世帯の負担軽減を図るための補助	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、続柄、電話番号、家族状況、収入状況、納税状況、公的扶助、病歴、障害	子ども・子育て支援法	無	無
28	令和4年2月10日	449	商工課	にぎわい振興ガイド事務	参加者とともに市内をめぐる、地域資源の周知により地域の魅力を高めるため。	氏名、生年月日・年齢、電話番号		無	無
29	令和4年2月10日	450	商工課	海老名にぎわいスタンプラリー事務	市内経済活動の活性化を目的とし、スタンプラリー参加者に市内を回遊させることによって、にぎわいの創出を図る。	氏名、住所、電話番号		無	無
30	令和4年2月10日	451	環境政策課	猫マイクロチップ装着費用補助事業	市民の飼養する猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者の責任を明確にするとともに災害等により逸走した猫の所有者の早期特定を目的とし、マイクロチップ装着の費用の一部または全部を予算の範囲内で補助する。	氏名、住所、電話番号、口座情報	海老名市猫マイクロチップ装着費用補助金交付要綱	無	無
31	令和4年2月10日	452	住宅まちづくり課	空き家等対策事業事務	空き家及び空き地の適正な管理を促すため	氏名、識別番号、住所、電話番号	海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例 海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例施行規則	無	無
32	令和4年2月10日	453	住宅まちづくり課	空き家活用促進リフォーム助成事業事務	空き家の利活用を促進するとともに、住環境の向上及び市内への定住促進を図るため	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、続柄、電話番号、家族状況、居住状況、資産状況	海老名市空き家活用促進リフォーム助成金交付要綱	無	無
33	令和4年2月10日	454	住宅まちづくり課	三世代同居支援リフォーム助成事業事務	市内の三世代家族の増加を推進するとともに、本市の持続的な発展のために欠かせない子育て世代の定住促進を図るため	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、本籍・国籍、続柄、電話番号、居住状況、資産状況	海老名市三世代同居支援リフォーム助成金交付要綱	無	無
34	令和4年2月10日	455	住宅まちづくり課	海老名市空き家等対策審議会事務	海老名市空き家等対策審議会委員への連絡調整	氏名、住所、電話番号、職業・職歴、地位	海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例	無	無
35	令和4年2月10日	456	住宅まちづくり課	住宅政策審議会事務	海老名市住宅政策審議会の運営	氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、職業・職歴、地位	海老名市住宅政策審議会条例	無	無
36	令和4年2月10日	457	住宅まちづくり課	ブロック塀等撤去補助事業に関する業務	ブロック塀等の倒壊の危険を防止するため	氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号	海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱	無	無
37	令和4年2月10日	458	住宅まちづくり課	若者（学生）定住促進家賃補助事業事務	本市の定住促進を図るため、定住する意思を有する学生に対し家賃補助を行うため	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、電話番号、職業・職歴、学業・学歴	海老名市若者（学生）定住促進家賃補助金交付要綱	無	無
38	令和4年2月10日	459	警防課	海老名市住みよいまちづくり条例開発技術基準事務	海老名市住みよいまちづくり条例開発技術基準を基に各種様式及び必要書類の届出に伴う事業主等の氏名及び住所等を把握するため	氏名、住所、電話番号、地位	海老名市住みよいまちづくり条例	無	無
39	令和4年2月10日	460	予防課	屋内消火栓指導会実施事務	各事業所に設置されている屋内消火栓を、災害発生時有効に活用することができるよう操作方法等の習熟を図るとともに、防災・防火の知識を得る事をもって、防火思想の普及・啓発を目的とする。	氏名、電話番号、職業・職歴		無	無

No.	登録年月日	登録番号	事務担当課	個人情報取扱事務の名称	個人情報を取り扱う目的	個人情報の項目名	根拠法令等	オンライン結合	共有
40	令和4年2月10日	461	予防課	海老名市防火ポスターコンクール	社会生活の複雑化に伴い火災の様相は多種多様化の傾向にあり、特に災害を未然に防止するには、まず市民一人ひとりに火災予防に対する意識向上を図ることが必要です。これからの時代を担う少年に火災予防への関心を高揚することは、現在及び将来における火災予防体制の充実強化となることから、防火ポスターの作品を通じて防火思想の普及高揚を図ることを目的としています。	氏名、性別、学業・学歴		無	無
41	令和4年2月10日	462	予防課	消防訓練指導会実施事務	防火管理に携わる方を対象に、事業所に設置されている消防用設備等への理解の深化並びに消火、通報及び避難など火災時の初期対応の重要性を学び、防火管理者を中心とした効果的な消防訓練の実施につなげることを目的とする。	氏名、電話番号、職業・職歴		無	無
42	令和4年3月28日	463	住宅まちづくり課	住宅政策に関すること（海老名市住宅取得支援事業事務）	空き家の発生予防及び中古住宅の流通を促進するとともに、転入及び定住の促進を図りつつ、地域で支え合う住環境を実現するため、中古住宅の購入費用の一部について、補助金を交付するため	氏名、識別番号、住所、生年月日・年齢、続柄、電話番号、親族関係、家族状況、居住状況	海老名市住宅取得支援事業補助金交付要綱	無	無
43	令和4年3月29日	464	住宅まちづくり課	住宅政策に関すること（海老名市単身者賃貸住宅あんしんすまい保証制度事務）	単身者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、神奈川県居住支援法人が実施する居住支援サービス（安否確認及び費用補償）の初回登録料に相当する額の補助金を交付	氏名、識別番号、住所、電話番号、親族関係、家族状況、居住状況	海老名市単身者賃貸住宅あんしんすまい保証制度補助金交付要綱	無	無
44	令和4年3月30日	465	住宅まちづくり課	通行障害建築物及びマンション耐震診断補助事業に関する業務	マンション及び地震時に緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある通行障害建築物に対して、耐震診断に係る費用の一部を補助する。	氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、職業・職歴、資格	海老名市通行障害建築物耐震診断費補助金交付要綱 海老名市マンション耐震診断費補助金交付要綱	無	無
45	令和4年2月10日	2091	学び支援課、生活支援課、教育支援課	生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業	生活困窮者の子どもに対し、学習習慣の確立・学習意欲の向上を目指して、日常生活習慣の定着や居場所づくり、進学に関する支援を実施することで、子どもの高等学校等への進学や社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止するため	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、家族状況、公的扶助	生活困窮者自立支援法	無	有
46	令和4年2月10日	2092	学び支援課	社会教育推進事業	社会教育計画で計画されている、えびなっ子ふれあいフェスタ及びえびなっ子いきいきシンポジウムの参加者を把握するため	氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、学業・学歴		無	無

資料 情 - 1

令和3年度海老名市情報公開制度運用状況（報告）

1 利用の内訳

年 度		R3年度	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度
行政文書公開	件数	71件	46件	69件	141件	111件
	人数	36人	16人	36人	59人	46人
任意的公開	件数	0件	0件	0件	0件	1件
	人数	0人	0人	0人	0人	1人
合 計	件数	71件	46件	69件	141件	112件
	人数	36人	16人	36人	59人	47人

2 行政文書公開

(1) 行政文書公開請求の処理内訳 (単位：件)

年 度		R3年度	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	
処理 区分	全部公開	22	18	16	38	34	
	一部公開	39	23	43	81	73	
	非公開	文書不存在によるもの	3	0	2	13	0
		上記以外	0	1	2	0	0
	取 下 げ	7	4	6	9	4	
合 計		71	46	69	141	111	

(2) 行政文書公開の請求者区分の内訳 (単位：件)

年 度		R3年度	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度
区 分	市内に住所を有する者	35	30	41	90	74
	市内に勤務する者	0	0	0	1	0
	市内に在学する者	0	0	0	0	0
	市内に事務所又は事業所を有する者	3	0	2	1	2
	その他市政に関わりを有する者	0	1	0	2	2
	市政に関して公開を必要とする理由を明示する者	33	15	26	47	33
合 計		71	46	69	141	111

※ 区分については、情報公開条例第5条に規定する行政文書の閲覧及び行政文書の写しの交付を請求することができる者の区分

(3) 公開請求に係る部局別内訳

(単位：件)

年 度		R3年度	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度
市長部局	市長室	5	1	5	8	1
	財務部	25	12	12	31	26
	市民協働部	9	4	4	14	5
	保健福祉部	4	6	3	10	5
	経済環境部	3	5	6	18	7
	建設部*	—	—	—	—	7
	まちづくり部	12	8	18	17	13
	会計課	0	0	0	0	0
	消 防	4	1	4	4	9
	合 計	62	37	52	102	73
議 会		0	0	0	2	2
教育委員会		9	6	16	37	34
監 査 委 員		0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	3	0	0	0
農業委員会		0	0	1	0	2
合 計		71	46	69	141	111

* 平成30年4月1日の組織変更により廃止された部

〈参考〉 請求の多い文書（令和3年度）

(単位：件)

指定管理者に関する資料	12
最高経営会議資料	8

(4) 請求方法

(単位：件)

年 度	R3年度	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度
窓 口	49	35	49	120	96
郵送、FAX、メール	22	11	20	21	15

(5) 公開方法

年 度	R3年度	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度
写しの交付	55	37	65	118	106
閲 覧	6	4	2	1	1
視 聴	0	0	0	0	0

閲覧後写しの交付を行った請求については、写しの交付に含む（件）

No.	受付日	請求方法	請求者の別 (団体又は個人)	請求者区分	文書内容	担当課	公開状況	公開請求の 区分
1	R3. 4. 21	来庁	法人	理由明示	令和2年度 海老名市有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター（機械設備）諸経費設計書、単価表レベルまでの金入り設計書の代価表のみ	営繕課	一部公開	写しの交付
2	R3. 4. 21	来庁	法人	理由明示	令和2年度 海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備）諸経費設計書、単価表レベルまでの金入り設計書の代価表のみ	営繕課	一部公開	写しの交付
3	R3. 4. 22	来庁	法人	理由明示	海老名市総合窓口等業務委託の公募型プロポーザルにおいて現委託者が提出した企画提案書	窓口サービス課	一部公開	写しの交付
4	R3. 4. 26	FAX	法人	理由明示	海老名運動公園、北部公園、中野公園、中野多目的広場、下今泉庭球場、今里庭球場に係る以下の文書 ・前回公募時の資料（募集要項、業務仕様書） ・前回公募時に現指定管理者から提出された提案資料（事業計画書、収支計画書等） ・前回の公募時の指定管理者選定に係る選定委員会の選定経緯のわかる資料（選定結果詳細や選定委員会の議事要旨等） ・平成28年度から令和2年度までの指定管理者の事業計画書、事業報告書、収支報告書	企画財政課	一部公開	写しの交付
5	R3. 4. 30	郵送	法人	理由明示	・海老名市総合窓口等業務委託公募型プロポーザルにおいて現委託業者が提出した企画提案書 ・令和元年度海老名市総合窓口業務等委託事業者選定委員会における全委託業者、市の議事録 ・第二次審査集計表	窓口サービス課	一部公開	写しの交付
6	R3. 5. 12	来庁	法人	理由明示	令和2年度 埋蔵文化財調査作業委託（単価契約）の仕様書及び設計積算書（金額入り）	教育総務課	（取下げ）	写しの交付
7	R3. 5. 27	来庁	個人	市内在住	2021年1月～5月までに開催された最高経営会議及び政策会議の文書記録（資料除く）	企画財政課	全部公開	閲覧
8	R3. 5. 27	来庁	個人	市内在住	公共施設の駐車場有料化にかかる基本方針	企画財政課	全部公開	閲覧
9	R3. 6. 8	来庁	個人	市内在住	厚木基地航空騒音測定 2021年4月分個別騒音測定市計測分	企画財政課	全部公開	写しの交付
10	R3. 6. 8	郵送	個人	理由明示	1 専用水道台帳、小規模専用水道台帳 2 同上施設の井戸原水水質分析表 3 同上施設の井戸柱状図 ※上記2、3は「専用水道布設工事確認申請書」の添付書類にあります。	環境政策課	一部公開	写しの交付
11	R3. 7. 6	FAX	法人	理由明示	下水道法に基づく特定施設届出事業場リスト（一覧）以下の項目を含む一覧 ・工場または事業場の名称 ・工場または事業場の所在地 ・施設番号 ・設置番号 ・設置または使用届出年月日 ・施設項番号 ・施設名称 ・届出排出量 ・有害物質の有無 ・有害物質の種類	下水道課	（取下げ）	写しの交付
12	R3. 7. 7	郵送	法人	理由明示	固定資産税評価の根拠資料（鑑定評価書の写し）	資産税課	一部公開	写しの交付

No.	受付日	請求方法	請求者の別 (団体又は個人)	請求者区分	文書内容	担当課	公開状況	公開請求の 区分
13	R3. 7. 20	FAX	個人	理由明示	海老名市で歯科医師、救急救命士による新型コロナウイルスワクチン接種業務（以下、接種業務）が決まったことに関する次の文書 ①経緯が分かる文書 ②歯科医師、救急救命士に接種業務を行わせること（依頼すること）を決定する前に、接種業務を行う看護師（准看護師含む。以下同じ）を募集したことが分かる文書、及び、その結果（応募者数、採用者数等）が分かる文書。また、その労働条件（時給、日給等）の文書 ③接種業務を行う看護師を募集しない理由が分かる文書 ④歯科医師会、医師会、薬剤師会、看護協会、その他の団体や医療機関と協議した文書、及び、それらから受取った文書、及び、それらへ渡した文書 ⑤接種業務を行う歯科医師、救急救命士の労働条件（時給、日給等）の文書 ⑥市民、県民、国民からの意見や問合せの記録	健康推進課	一部公開	写しの交付
14	R3. 8. 16	FAX	個人	理由明示	海老名市主催の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種において、歯科医師及び救急救命士によるワクチン接種（筋肉内注射）の違法性阻却について検討したことが分かる文書（違法性が阻却されると判断したことが客観的に分かる文書）全て。	健康推進課	不開示	写しの交付
15	R3. 8. 23	来庁	個人	市内在住	文化スポーツ課所管の指定管理施設実績報告書（保守・点検報告書類除く）2018年度～2020年度分	文化スポーツ課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
16	R3. 8. 24	来庁	個人	市内在住	相模鉄道海老名駅整備事業に関する基本協定	市街地整備課	一部公開	写しの交付
17	R3. 8. 30	郵送	法人	理由明示	海老名市の地番が載った図面（公図、地籍図、地番参考（現況）図等、図面種類・精度は問わない）で、2020年中の登記異動修正済みのshapeデータ。 ※地番の他、字界・字名・家屋（外形・家屋番号）の情報も付加可能であればお願いします。 ※次回最新版に更新される予定時期と、測地成果（JDG2000、JDG2001）について、ご回答をお願いします。 ※コード表記等を行っている場合は、コード表等の資料もお願いします	資産税課	全部公開	写しの交付
18	R3. 8. 31	来庁	個人	市内在住	8月の最高経営会議結果（2021年度）	企画財政課	一部公開	写しの交付
19	R3. 9. 14	郵送	個人	理由明示	コミュニティバス（海老名市コミュニティバス、海老名駅～寒川駅路線バス）使用車両（常用、予備車、委託、借り上げ車両含む）の全車両車両一覧表、（現所有者及び過去車の書類の存在するもの）、全車両車検証の写し（現所有者及び過去車の書類の存在するもの）、新製時の市発行及びボディーメーカー発行製作仕様書全ページの写し（図面類含む）、（現所有者及び過去車の書類の存在するもの）	都市計画課	（取下げ）	写しの交付
20	R3. 9. 22	来庁	法人	市内在住	・海老名市総合窓口等業務委託公募型プロポーザルにおいて現受託者以外が提出した企画提案書 ・令和元年度海老名市総合窓口業務等委託事業者選定委員会における全事業者に係る市の議事録 ・第二次審査集計表	窓口サービス課	一部公開	写しの交付
21	R3. 9. 28	来庁	個人	市内在住	2020年度一般会計補正予算（13号）において、年度内に支出した随意契約の支出負担行為書とその添付資料（市長部局のみ、10万円未満の契約は除く）	契約検査課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
22	R3. 9. 28	FAX	法人	理由明示	海老名市消防本部管轄管内の防火対象物のうち、消防用設備等にかかる自家発電設備を設置している対象物の①対象物名②所在地③電話番号	予防課	（取下げ）	写しの交付
23	R3. 9. 30	来庁	個人	市内在住	海老名小学校通学路変更の経緯について（令和3年3月、国分南四丁目）	就学支援課	一部公開	写しの交付

No.	受付日	請求方法	請求者の別 (団体又は個人)	請求者区分	文書内容	担当課	公開状況	公開請求の区分
24	R3. 10. 4	郵送	法人	理由明示	厚木駅南地区市街地再開発事業に係る、施行地区位置図、施行地区区域図（権利変換前の施行地区が表示された図面）、権利変換後の施行地区の地番が確認できる資料	市街地整備課	全部公開	写しの交付
25	R3. 10. 4	来庁	個人	市内在住	・西口特定公共施設の2020年度事業報告書 ・海老名駅自由通路・海老名中央公園の2020年度事業報告書	都市施設公園課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
26-1	R3. 10. 4	FAX	法人	理由明示	【場所】 (住居表示) 海老名市中野2丁目16-21, 22-1 (地番表示) 海老名市中野二丁目635, 680-1 【事業所】 川崎金属工業、日進工業、日立オートモティブシステムズ サービス（現：日立Astemoアフターマーケットジャパン）、日立オートモティブシステムズ（現：日立Astemo） 【行政文書名】 ・下水道法に基づく特定施設に関する書類 ※添付書類含む ※可能な限り過去に遡り、現在まで	下水道課	(取下げ)	写しの交付
26-2	R3. 10. 4	FAX	法人	理由明示	【場所】 (住居表示) 海老名市中野2丁目16-21, 22-1 (地番表示) 海老名市中野二丁目635, 680-1 【事業所】 川崎金属工業、日進工業、日立オートモティブシステムズ サービス（現：日立Astemoアフターマーケットジャパン）、日立オートモティブシステムズ（現：日立Astemo） 【行政文書名】 ・消防法に基づく危険物関係の書類 ※添付書類含む ※可能な限り過去に遡り、現在まで	予防課	(取下げ)	写しの交付
27	R3. 10. 11	郵送	法人	理由明示	市民活動補償制度 ・令和3年度契約時の入札及び見積り合わせ等の結果 ・令和3年度契約の保険証書（補償内容の記載してある面のみ） ・H30、R1、R2年度契約の事故件数及び支払い保険金額（被害者に支払った保険金額）	市民活動推進課	全部公開	写しの交付
28	R3. 10. 12	FAX	個人	理由明示	海老名市立中央図書館の各階間取り図（室名、面積、寸法が分かるもの）	学び支援	全部公開	写しの交付
29	R3. 10. 21	来庁	法人	理由明示	海老名市緊急通報システム事業業務委託（単価契約） 令和3年10月1日～令和6年9月30日 契約書	地域包括ケア推進課	一部公開	写しの交付
30	R3. 10. 29	郵送	法人	理由明示	住居表示台帳付定に係る住居表示台帳別紙に示す場所の令和3年10月29日時点のもの	住宅まちづくり課	全部公開	閲覧
31	R3. 11. 2	来庁	法人	理由明示	現行の総合窓口等業務委託（文書名不確か） ・契約期間、契約書、仕様書、人工表及び配置表、契約金額、プロポーザル参加表明に関する質疑回答書、プレゼンテーション評価基準及び選考結果及び業者名、参加業者名	窓口サービス課	一部公開	写しの交付
32	R3. 11. 4	来庁	個人	市内在住	海老名駅西口特定公共施設の2018、2019年度指定管理者事業報告書（点検及び清掃に係るものを除く。）	都市施設公園課	一部公開	写しの交付
33	R3. 11. 24	郵送	法人	理由明示	2017年1月1日から2021年7月31日までに請求された岩崎一郎行政書士（岩崎一郎総合法務行政書士事務所：住所栃木県宇都宮市平松本町465-21）名による戸籍謄本・住民票等職務上請求書	窓口サービス課	非公開	写しの交付
34	R3. 11. 24	来庁	法人	理由明示	海老名市地域密着型サービス事業者公募（平成31年度指定予定）グループホーム選定 採点表	介護保険課	一部公開	写しの交付

No.	受付日	請求方法	請求者の別 (団体又は個人)	請求者区分	文 書 内 容	担当課	公開状況	公開請求の 区分
35	R3. 11. 26	来庁	法人	理由明示	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に契約した保険契約(団体扱いと共済は除く)で、その保険料が50万円以上の保険の契約の補償内容(保険金額)と保険料のわかるもの(保険証券等)の写しの交付。 自動車保険や火災保険等で明細の多い保険契約は、明細は省略し明細の1枚目のみの写しを添付する。保険の約款は省略する事とする。	文書法制課	一部公開	写しの交付
36	R3. 11. 26	来庁	法人	理由明示	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に契約した保険契約(団体扱いと共済は除く)で、その保険料が50万円以上の保険の契約の補償内容(保険金額)と保険料のわかるもの(保険証券等)の写しの交付。 自動車保険や火災保険等で明細の多い保険契約は、明細は省略し明細の1枚目のみの写しを添付する。保険の約款は省略する事とする。	教育総務課	全部公開	写しの交付
37	R3. 12. 3	郵送	法人	理由明示	海老名運動公園、北部公園、中野公園、中野多目的広場、下今泉庭球場、今里庭球場に係る以下の文章。 前回公募時に現指定管理者から提出された提案資料(事業計画書と収支計画書等)	企画財政課	一部公開	写しの交付
38	R3. 12. 23	来庁	個人	市内在住	2021年度に実施した指定管理者の公募時に応募者から提出された資料一式(文化会館・海老名市民ギャラリー)	企画財政課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
39	R3. 12. 23	来庁	個人	市内在住	2022年度に実施した指定管理者の公募時に応募者から提出された資料一式(海老名運動公園・北部公園・中野公園・海老名市立スポーツ施設)	企画財政課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
40	R3. 12. 23	来庁	個人	市内在住	2021年10月・11月・12月に実施した最高経営会議結果(臨時含む)	企画財政課	全部公開	閲覧 及び 写しの交付
41	R3. 12. 23	来庁	個人	市内在住	海老名市立図書館の指定管理者と2019年度に結んだ基本協定書及び2019年度、2020年度、2021年度の年度協定書	学び支援課	一部公開	写しの交付
42	R3. 12. 28	来庁	法人	理由明示	海老名市中央公園地下駐車場に係る以下の文章 前回公募時に現指定管理者から提出された提案資料(事業計画書及び収支予算書地等)	企画財政課	一部公開	写しの交付
43	R4. 1. 13	来庁	個人	市内在住	ひさご塚公園に係る清掃業務委託の契約書及び計画書・報告書(2019年度～2021年度)	都市施設公園課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
44	R4. 1. 13	来庁	個人	市内在住	レンブラントホテル(ホテルオークラ含む)と取り交わした貸室の契約書類(請書と請求書)(2021年度) 財産・車両課契約分	財産・車両課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
45	R4. 1. 13	来庁	個人	市内在住	レンブラントホテル(ホテルオークラ含む)と取り交わした貸室の契約書類(請書と請求書)(2016年度～2020年度分)	文書法制課	非公開	閲覧 及び 写しの交付
46	R4. 1. 14	来庁	法人	市内事業者	「海老名市役所で発生した建物火災の火災調査報告書」一式 発生日 令和3年8月2日(月)18時48分頃	消防管理課	一部公開	写しの交付
47	R4. 1. 17	来庁	個人	市内在住	駐車場の有料化に係る磁気カードの積算資料	文化スポーツ課	全部公開	写しの交付
48	R4. 1. 20	郵送	個人	市内在住	公的機関の駐車場有料化に伴う駐車料金の収支の計算式	企画財政課	全部公開	写しの交付
49	R4. 1. 20	郵送	個人	市内在住	文化会館指定管理者の提案書とりわけ駐車場に関する提案	企画財政課	一部公開	写しの交付

No.	受付日	請求方法	請求者の別 (団体又は個人)	請求者区分	文書内容	担当課	公開状況	公開請求の 区分
50	R4. 1. 24	郵送	法人	理由明示	建築物異動届一覧表（受付日・建物の所在地・住居表示の明記されているもの）と該当の住居表示台帳 期間：2021年1月1日から2021年12月31日までに付定されたもの。 ※電子的記録媒体で開示希望します。	住宅まちづくり課	一部公開	写しの交付
51	R4. 1. 24	来庁	個人	市内在住	2021年10月臨時最高経営会議及び11月の最高経営会議における決定事項AA No. 1(10月臨時)、No. 2(11月)の資料一式	企画財政課	全部公開	閲覧 及び 写しの交付
52	R4. 1. 24	来庁	個人	市内在住	2021年10月最高経営会議 報告事項B No. 9の資料一式 2021年12月最高経営会議 報告事項B No. 6の資料一式	企画財政課	全部公開	閲覧 及び 写しの交付
53	R4. 1. 24	来庁	個人	市内在住	2021年10月最高経営会議に提示したパワハラアンケートに関する資料一式	職員課	(取下げ)	閲覧 及び 写しの交付
54	R4. 1. 24	来庁	個人	市内在住	2021年11月、12月の最高経営会議に提示した農業支援センターに関する資料一式	農政課	全部公開	閲覧 及び 写しの交付
55	R4. 1. 24	来庁	個人	市内在住	・2021年に実施した「海老名市中学校給食調理施設建設設計業務委託」に係る契約書及びプロポーザル応募時に提出された書類一式 ・海老名市学校給食調理施設建設設計委託事業者選定委員会の報告書	就学支援課	一部公開	閲覧
56	R4. 1. 26	来庁	個人	市内在住	2021年11月26日の市長定例記者会見結果報告	シティプロモーション課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
57	R4. 2. 1	来庁	法人	理由明示	「海老名市役所で発生した建物火災の火災調査報告書」一式 発生日 令和3年8月2日(月)18時48分頃	消防管理課	一部公開	写しの交付
58	R4. 2. 7	来庁	個人	市内在住	「建設発生土搬入作業のお知らせ」国分北三丁目への文書に係る ・土の発生元 ・搬出先 ・保管方法 ・保管期間 ・豪雨時の保管方法 ・発生土の土質	下水道課	全部公開	閲覧
59	R4. 2. 9	来庁	団体	市内事業者	令和3年12月23日付け行政文書公開請求書にて請求のあった「2021年度に実施した指定管理者の公募時に応募者から提出された資料一式（文化会館・海老名市民ギャラリー）」について、請求者に対して公開した行政文書のうち、自社及び共同企業に関するもの。	企画財政課	全部公開	写しの交付
60	R4. 2. 9	来庁	団体	市内事業者	2021年度に実施した指定管理者の公募時に、次期指定管理者（株式会社ケイミックスパブリックビジネス）から提出された資料一式（文化会館・海老名市民ギャラリー）事業計画書・駐車場事業計画書	企画財政課	一部公開	写しの交付
61	R4. 2. 10	来庁	個人	市内在住	令和4年度予算編成会議市長訓示及び予算編成方針	企画財政課	全部公開	閲覧
62	R4. 2. 17	来庁	個人	市内在住	2022年1月2月の最高経営会議結果（臨時含む）	企画財政課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
63	R4. 3. 11	来庁	個人	市内在住	2022年2月の最高経営会議結果	企画財政課	全部公開	写しの交付
64	R4. 3. 11	来庁	個人	市内在住	海老名駅北口駅前広場整備事業において腎健クリニックの移転に要した費用（その内腎建クリニックに支払った金額の内訳が分かる資料（契約書を含む））	市街地整備課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付
65	R4. 3. 18	来庁	個人	市内在住	2020年3月23日～3月27日に本郷1698番地の3地内で実施した騒音測定の結果	環境政策課	全部公開	写しの交付
66	R4. 3. 24	来庁	個人	市内在住	海老名市中学校給食調理施設建設設計業務委託成果物（業務施設計画書、打合せ資料及び議事録）	就学支援課	一部公開	閲覧 及び 写しの交付

No.	受付日	請求方法	請求者の別 (団体又は個人)	請求者区分	文 書 内 容	担当課	公開状況	公開請求の 区分
67	R4. 3. 29	郵送	個人	市内在住	全国有志医師の会からの内容証明付き要望書とレターパックにて送られている資料	市民相談課	全部公開	写しの交付
68	R4. 3. 30	来庁	法人	理由明示	職員定期健康診断等業務委託契約に関する仕様書一式(2019、2020、2021年度)(単価、数、業者名)	職員課	全部公開	写しの交付
69	R4. 3. 30	来庁	法人	理由明示	2019、2020、2021年度の腸管細菌検査に関する仕様書一式(単価、件数、合計金額及び業者名一式資料)	就学支援課	一部公開	写しの交付
70	R4. 3. 30	来庁	法人	理由明示	2019、2020、2021年度の海老名市立小・中学校児童生徒の諸検診に係る検査業務(単価契約)に関する仕様書一式(単価、件数、合計金額、業者名一式資料)	就学支援課	一部公開	写しの交付

※No. 26は、担当課が2課になるため、分けて入力しています。

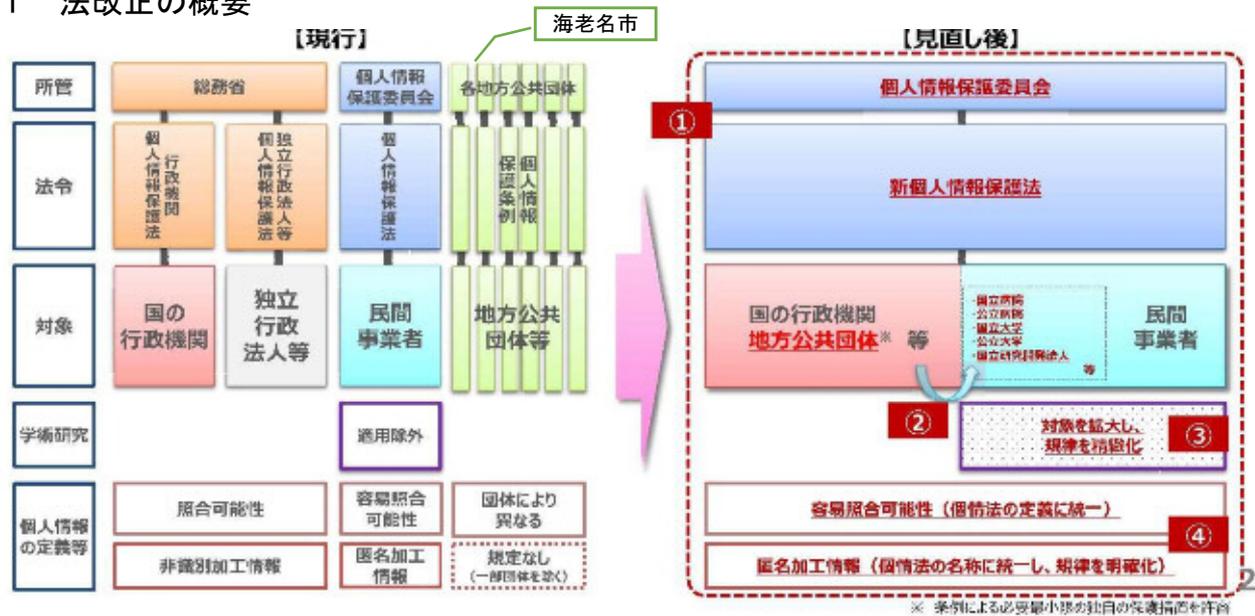
個人情報保護法の改正に伴う海老名市個人情報保護法施行条例の制定等について

デジタル社会形成整備法により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」）が全国共通ルールとして地方公共団体に一律に適用され、その所管は国の行政機関である個人情報保護委員会となります（令和5年4月1日施行）。

この改正に伴い個人情報保護制度は、地方公共団体が独自に制定していた「条例」から、全国共通ルールとして「個人情報保護法」によるものになります。

そこで、本市では海老名市個人情報保護条例を廃止し、新たに法から委任された事項を規定する法施行条例と審査会に関する条例（以下「審査会条例」）を制定します。

1 法改正の概要



2 法施行条例制定に伴う主な内容について

(1) 開示請求に係る手数料

→ 手数料の額を「無料」とし、写しの交付に係る実費については現行どおり徴収します。

(2) 個人情報ファイル簿

→ 法定事項である個人情報ファイル簿（対象者1,000人以上）を作成・公表することに加え、法定基準未滿の個人情報ファイル簿も市独自で作成・公表します。これに伴い、現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止します。

(3) 開示決定等期限

→ 改正法に合わせた期限とします（条例には規定しない。）。

- 改正法：開示決定期限 30 日 + 延長期間 30 日 = 合計 60 日
- 現行：開示決定期限 14 日 + 延長期間 46 日 = 合計 60 日

（裏面に続く）

3 個人情報保護審査会について

- (1) 設置根拠 現行：個人情報保護条例 → 新：個人情報保護審査会条例
- (2) 身 分 現行：非常勤特別職職員 → 新：変更なし
- (3) 諮問内容 現行：①審査請求、②目的外利用やオンライン結合等に関する審議
→ 新：①審査請求、②法に従った運用ルールの細則等に関する審議
※目的外利用やオンライン結合等に関する審議は対象外

4 今後の主なスケジュール

個人情報保護審査会（審査会条例：諮問・答申）※1回程度	7月中下旬
パブリックコメント実施（法施行条例のみ）	8月
検察庁協議（審査会条例のみ）	8月下旬～11月中旬
個人情報保護審査会（法施行条例：諮問・答申）※2回程度	9月中下旬
議会上程（令和4年第4回定例会）	12月
条例施行	令和5年4月1日